

## 鳥取県告示第 645 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社ポエム	鳥取市松原594-2	デイサービスセンターもみじ庵	鳥取市松原594-2	通所介護	平成 19 年 7 月 25 日

### 2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
有限会社ポエム	鳥取市松原 594-2	ケアプランセンターもみじ庵	鳥取市松原 594-2	平成 19 年 7 月 25 日